

町内会活動活性化事業補助金の活用状況について

01 制度概要

町内会が抱える加入率の低下や役員の担い手不足などの課題解決に向けて単位町内会や複数の町内会が連携し実施する事業に対し、町内会活動活性化事業補助金交付要綱等に基づき町内会連合会を通じて補助金を交付する制度として、令和6年度より3年間を試行期間と位置付けて町内会活動の活性化を図るもの。

02 実施状況

町内会連合会において年3回の募集を実施したところ、12月末時点での補助金活用実績は下記のとおりとなっている。

申請団体類型 \ 項目	申請団体数	採択事業数	交付決定額	中止事業数
単位町内会	17	15	1,460,000円	1
複数の町内会	1	1	150,000円	0
地区町内会連合会	0	0	0円	0
合計	18	16	1,610,000円	1

03 活用事例

補助金を活用した事例として、パソコンやプロジェクターの購入、ホームページの開設など活動の効率化等に向けたデジタル化を推進する事業のほか、町内会加入率の向上に向けた花火大会、ハロウィン、ひなまつりといったイベント事業等が挙げられる。

04 今後の見通し

本補助金は3年間の試行事業であることから、令和7年度も同様の補助金制度を実施予定としており、町内会連合会と協議しながら募集時期等を設定し適切な運用に努めるとともに、令和6年度における補助金活用事例等について、単位町内会へ情報共有を図りながら、町内会活動の活性化に向けた支援を実施する。